

事務事業	114	新宿りっぱな街路樹運動					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	04	うるおいのあるみどりのまちづくり					
施策	01	みどりと水の豊かなまちづくり					
事業内容							
目的	都市の貴重なみどりである街路樹を再整備し、都市の景観・うるおいを向上させることで、「歩きたくなるまち新宿」の実現を図っていきます。						
対象・手段	区道街路樹について、管理指針を策定し街路樹台帳による継続的な管理を行うとともに、一部路線で区のシンボルになるような街路樹の整備を図ります。このような活動を国道や都道の管理者にも周知し、かつ、沿道の住民等にも清掃等の協力が得られるよう道のサポーター制度の拡充を進めます。						
成果(事業が意図する成果)							
都市の貴重なみどりである街路樹を再整備し、都市の景観・うるおいを向上させることで、「歩きたくなるまち新宿」の実現を目指します。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
サポーター数		団体・個人に係わらず、路線単位、場所単位で1団体として換算。			(平成19)	年度に	
					(20団体)	の水準達成	
					()	年度に	
					()	の水準達成	
					()	年度に	
					()	の水準達成	
成果の達成状況							
		単位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備考
事業 成果 指標	目標値1	団体	2.00	15.00	16.00	18.00	(目標値1) 17年度 16団体 18年度 18団体 19年度 20団体
	実績1	団体	13.00	16.00	18.00	24.00	
	= /	%	650.00	106.67	112.50	133.33	
	目標値2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	街路樹管理指針の策定(街路樹台帳の整備、重点路線、目標樹形の設定) 道のサポーター制度(追加3路線 辞退1路線) 18路線						
平成18年度	街路樹カレンダーの設定 街路樹管理指針に基づく剪定等計画策定(平成18年12月18日) 道のサポーター制度(追加6路線) 24路線 新宿グリーンシンボルロード(津の守坂通り、大日本印刷通りの工事完了)						

部名称		環境土木部		課名称		土木課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費	千円	0	0	14,262	51,453	
	人件費	千円	0	0	9,172	8,280	
	事務費	千円	0	0	0	405	
	減価償却費等	千円	0	0	0	0	
	総計 = + + +	千円	0	0	23,434	60,138	
	受益者負担	千円	0	0	0	0	
	純計 = -	千円	0	0	23,434	60,138	
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源 = -	千円	0	0	23,434	60,138	
	特定財源		0	0	0	0	
	一般財源投入率 /	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	1.10	1.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
<p>街路樹の再整備を進めるには、街路樹管理指針を関係者へ十分に説明を行っていく必要があります。また、管理指針が策定され、かつ、目標樹形に向けた具体的な剪定計画が決定したことから、街路樹台帳に沿って各街路樹の樹形を整え緑量を増やしていくため、現状把握と施工監理を着実にやっていく必要があります。</p>							
評価基準に基づく評価と理由 「3.2.1」の3段階評価です。	達成度	3	街路樹管理指針を推進したほか、新宿グリーンシンボルロードでは、「津の守坂通り」「大日本印刷通り」の工事を完了しました。また、道のサポーターの活動路線の拡大もできています。				
	効率性	3	都市の景観・うるおいを向上させるために、既存の街路樹を活用することは、効率的です。今後に向けて、まず、台帳整備、指針策定を行い、総合的な対応と効果の早期発現ができました。				
	実施の成果	3	街路樹管理指針を決定したことにより、今後の街路樹の管理方針が確立しました。				
	行政の関与	3	区道における街路樹の維持管理は区の本来業務であるため、区が積極的に関与していく必要があります。				
	妥当性	3	街路樹は、道路景観ひいては都市景観を構成する重要な施設です。このため、街路樹維持管理の指針を策定することは、非常に重要なことです。				
	施策寄与度	2	主要な路線ごとに性格づけを行い、テーマを設定した中で街路樹の管理を行うことは、直接都市景観の向上につながります。				
総合評価	街路樹管理指針に基づき、日常の街路樹管理を進めることができました。また、シンボルロード計画や道のサポーター制度も着実に進捗しています。これらの結果、街路樹による、まちにうるおいと快適さをもたらす空間づくりが、少しずつ実現されてきたと考えます。						B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
	改革方針	街路樹管理指針に基づき、既存の街路樹を有効に活用するための施策を進めるほか、引き続き、関係機関への働きかけを行いながら、街路樹運動を継続していきます。					